



Australian Government



豪日交流基金
Australia-Japan
Foundation

2026-27 年度 豪日交流基金助成金プログラム オンライン申請ガイド

*Australia-Japan Foundation
Grant Program for 2026-27
Guide for Online application (Japanese)*

◆はじめに

豪日交流基金は 1976 年に設立された、オーストラリア政府の日豪両国の交流を促進する中心機関で、教育、文化、ビジネス分野などを含む幅広い日豪関係を強化する活動を展開しています。

豪日交流基金助成金プログラムでは、本基金や政府の目的、下記にある本基金の優先分野、及び 2025-30 年[戦略計画](#)に見合った、斬新なプロジェクトの提案に資金援助を行っています。数々のプログラムや他の組織とのパートナーシップ、プロジェクトの立ち上げに対する助成を通じ、個人や組織間の交流拡大を目指しています。このためプロジェクトの提案にあたっては、その内容が日豪関係にとっていかに有益であり、両国の個人及び組織間の長期交流につながる可能性を秘めているかを明確に説明する必要があります。

◆申請方法

- 助成金プログラムの申請は、オンラインフォームに必要事項をご入力の上、必要書類(推薦状2通、略歴等)をファイル添付の上、ご提出下さい。
- 提出された申請書は豪日交流基金の理事役員が審査を行いますので、**受付は英語のみとなります**。よって、正式なガイドラインも英語となります。

本ガイドの日本語訳の文章は、あくまでも参考文章となりますので、英語での正式ガイドラインをご確認の上、ご応募下さい:

[豪日交流基金助成金プログラムガイドライン](#)

- 助成金プログラムが指定する提出期限を遵守しなくてはなりません。豪日交流基金は、提出締切の期限以降に届いた申請に関して考慮する義務を負いません。

◆SmartyGrants への登録・ログイン方法

豪日交流基金助成金プログラムオンラインフォーム

(<https://dfat.smartygrants.com.au/>)にアクセスをし、「Log in」をクリックして下さい。



Australian Government

Department of Foreign Affairs and Trade

Advancing the interests of Australia and Australians internationally

Not logged in. **Log in**

[Current Rounds](#)

Australia-Japan Foundation (AJF) Grant Round

IMPORTANT: Please read information below to assist you in completing your application online.

BEFORE YOU BEGIN

Login or Register というログインページに移動します。

Smarty Grants に既にご登録している場合

Login の欄に Email アドレスとパスワードを入力し、新規申請書を作成することができます。

パスワードを忘れた場合

Forgotten your password? をクリックの上、アカウントを作るのに使用した Email アドレスを入力し、Reset Password をクリックしてください。Email アドレスにお知らせが届き、新しいパスワードを設定することができます。

Smarty Grants に初めてログインする場合

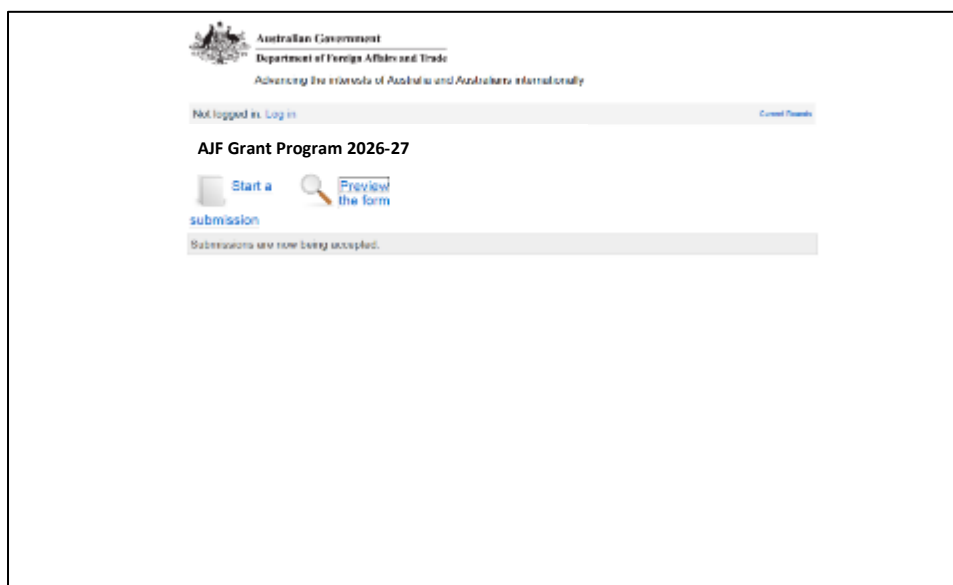
Register の欄に、必要情報を入力し、Continue をクリックしてください。パスワードが設定されます。

Your Name	お名前
Organisation	所属機関
Email Address	Email アドレス
Password	パスワード * 8 文字以上、数字・アルファベット・記号のいずれか 2 種類の文字列を要する

◆申請書作成

ユーザー登録が完了すると、オーストラリア政府外務貿易省が募集を行なっている助成金プログラムの一覧が表示されます。その中から Australia-Japan Foundation (AJF) Grant Round 2026-27 を選択します。

申請を開始する場合は、Start a submission、事前に申請書・質問を確認する場合は Preview the form をクリックしてください。



注意: オンラインでの申請書の作成は、一度で終わらせる必要はありません。申請書作成を始めた後、ページを移動する前に保存してください。内容をセーブし、申請締切日前であれば、いつでも自由に変更することができます。

◆申請書項目（日本語訳）

申請書に記載が必要な項目の日本語訳となります。ご参照の上、英語にてご回答ください。また、正式ガイドライン(英語)をご確認の上、ご応募下さい。

Applying for a grant/ 助成金の申請

*** は必須項目となります。**

Eligibility / 出願資格

下記の出願資格に関する質問を回答の前に、助成金プログラムについての情報をウェブサイトにてご確認ください。

申請書類に不備がある場合（推薦状、添付書類が不足の場合含む）は失格となりますので、併せてご留意ください。

申請書作成の前に、下記、『出願資格確認』の質問にお答え下さい。

『出願資格確認』

私、申請(団体)者は、...

- オーストラリア政府外務貿易省助成金プログラム：[豪日交流基金助成金プログラムガイドライン](#)を読み、理解しました。
- 豪日交流基金の運営目的に沿った助成金プロジェクトを提案します。
- いずれかに該当します：
 - オーストラリア国民；
 - オーストラリア永住権保持者；
 - オーストラリア企業納税登録番号（ABN）またはオーストラリア企業番号（ACN）を持つオーストラリアの団体
 - 日本国民；
 - 日本の団体
- 財政管理上、プロジェクトを実行することができます。

- 豪日交流基金を通して、外務貿易省より過去の受領した助成金に関連した報告書ならびに返金を求められていない。
- プロジェクト実行のため、必要とされる保険・保障を提供することができる。
- 既に採算のあう（商業的に存立可能な）事業、商業上の利益となる事業への助成金を要求しません。
- オーストラリア政府外務貿易省が直接恩恵（金銭的・非金銭的含む）を受けるプロジェクトに助成金を要求しません。
- 未成年（18歳未満）が関係するプロジェクトの場合は、未成年保護方針の書類を提出します。
- プロジェクト開始時期が2026年10月から2027年6月30日迄である事を確認します。

*上記項目すべてに：

該当します。

該当しません。

出願資格について質問がある場合は、豪日交流基金マネージャーまでお問合せ下さい（英語でのご質問の場合：ajf.australia@dfat.gov.au 日本語でのご質問の場合 ajf.japan@dfat.gov.au）。

Applicant Details / 申請者についての詳細

* は必須項目となります。

Applicant / 申請者情報

ここに記載された申請者は、プロジェクトの管理や資金関連を含む報告に対して責任を負うものとします。

申請を組織・団体として行いますか、それとも個人として行いますか? *

Organisation details / 組織についての詳細（該当する場合のみ）

上記の質問で organisation と答えた方のみ、以下の欄をご記入下さい。

組織・団体名 *

オーストラリア企業納税登録番号（ABN）・オーストラリア企業番号（ACN）

ご記入いただいた ABN は、以下にある情報について知るために使われます。

ABN のご記入が正しいかをチェックするために、Lookup ボタンをお使い下さい。

オーストラリア商務登記官 (Australian Business Register) からの情報
ABN
団体・企業名
ABN 活動の有無
組織の分類
物品・サービス税 (GST)
所得税控除の有無
オーストラリア税務庁による慈善事業区分
オーストラリア慈善事業・非営利委員会登録
税制優遇措置

主な事業所在地

ABN を持たない場合、助成金契約書署名の際 Statement of Supplier form に記入するか、あるいは助成金の管理を行う合法的組織、または個人を指定しなければなりません。そうでない場合、提供される助成金の 46.5% に相当する額が差し引かれる可能性があります。

NOTE: 日本企業・団体は該当しないため、本項目の入力は不要です。

商号

商号または名称（登記名が異なる場合）をご記入下さい。

住所*

住所			
町名	州・都道府県名	郵便番号	国名
郵便番号を必ずご記入下さい。			

住所 2（ある場合）*

住所			
町名	州・都道府県名	郵便番号	国名
郵便番号を必ずご記入下さい。			

ご所属先の電話番号*

ウェブサイト

Facebook, Instagram, X ハンドルネーム

他の SNS についての詳細

[Primary Contact Details / 主な連絡担当者についての詳細](#)

‘申請を組織・団体として行いますか、それとも個人として行いますか?’の質問に organisation と答えた方のみ、以下の欄をご記入下さい。

連絡担当者 *

称号	名	姓

組織・団体内で、該当プロジェクトを扱う主な連絡担当者
連絡担当者の役職 *

E メールアドレス *

職場電話番号 *

携帯電話番号

Organisation Capability statement / 組織・団体の能力についての声明

Organisation と答えた方のみ、以下の欄をご記入下さい。

提案されたプロジェクトを実施するにあたり、所属されている組織・団体が有する資格や能力、これまでの実績についてご記入下さい。 *

ワード数: 150 ワード以下でお願いします。

1 ページ以内の能力についての声明は（必須ではありませんが）、審査にあたっての有力な判断材料となる場合があります。

ファイル添付：

Individual Applicant Details/ 個人申請についての詳細

‘申請を組織・団体として行いますか、それとも個人として行いますか?’ の質問に individual と答えた方のみ、以下の欄をご記入下さい。

申請者の名前 *

称号	名	姓

国籍・市民権*

その他

住所 *

住所			
町名	州・都道府県名	郵便番号	国名
郵便番号を必ずご記入下さい。			

E メールアドレス *

適切な E メールアドレスをご記入下さい。

電話番号*

正しい国際電話番号をご記入下さい。（例. 61 2 9XXX XXXX、シドニーの場合）
携帯電話番号

適切な国際電話番号をご記入下さい。

Previous Funding / 過去の助成金

以前オーストラリア連邦政府、または他の機関から助成金に申請、または受けたことがありますか? *

Yes と答えた方は、金額や支給年などの詳細をご記入下さい。*

特にオーストラリア政府外務貿易省の助成金プログラムの資金提供、ならびに、オーストラリア・カウンシル・フォー・ジ・アーツ、オーストラリア・リサーチ・カウンスルからの助成金について明記してください。
ワードカウント：150 ワード以内でお願いします。

過去に豪日交流基金助成金プログラムに申請し、採択されなかったことがありますか？

Yes と答えた方は、申請年・金額などの詳細をご記入下さい。

ワードカウント：150 ワード以内でお願いします。申請年・申請書番号・プロジェクトタイトルを明記してください。

今回のプロジェクトのため、オーストラリア政府の他の助成金プログラムからの資金提供に、申請していますか? *

上記の質問で Yes と答えた方のみ、以下の欄をご記入下さい。どの外務貿易省助成金プログラムに、申請していますか? *

他のプログラムに申請の方は、該当の申請番号・プロジェクトタイトルをご記入下さい。

Project Details / プロジェクトの詳細

Project Outline / プロジェクトの概要

提案の活動が、日豪の人的交流の支援、日本でのオーストラリアにまつわる現代的イメージの推進や、オーストラリア政府の外交方針や目的を後押しするかをプロポーザルで述べて下さい。

プロジェクト名 *

ワードカウント：10 ワード以内でお願いします。

プロジェクトの説明 *

ワードカウント：200 ワード以内でお願いします。

開始日 *

開始日は、2026年10月～2027年6月30日までである必要があります。

完了日 *

完了日は、開始日から12か月以内の日付である必要があります（複数年プロジェクトを除く）。

Project location / プロジェクト実施地域

どちらの国でプロジェクトは実施されますか？*

オーストラリア 日本

どちらの都市でプロジェクトは実施されますか（該当するすべての都市を選択してください）* 日本で実施される場合は、Otherを選択の上、都道府県名を入力してください。

Adelaide	Darwin	Melbourne	Other :
Brisbane	Hobart	Perth	
Canberra		Sydney	

日本で実施される場合は、Otherを選択の上、都道府県名を入力してください。

プロジェクト実施場所*

住所			
町名	州/都道府県	郵便番号	国
郵便番号を必ずご記入下さい。			

Main Activities / 主な活動

主となる活動を活動予定時期・場所とお書きください。

計画中の活動*	活動時期*	都市名または地域名*
----------------	--------------	-------------------

(Add More を選択することにより、行を追加することができます)

Alignment with Australia-Japan Foundation priority areas / 優先分野

申請のプロジェクトに最も合致する豪日交流基金優先分野を選択してください。*
ひとつのみ選択下さい

Criterion 1 / 評価基準 1

本プロジェクトは、長期的な観点から、豪日交流基金（AJF）の目的達成にどのように寄与するのでしょうか。*

ワードカウント：250 ワード以内でお願いします。

Criterion 2 / 評価基準 2

本プロジェクトにおいて、助成金の活用効果を最大限に高め、その到達範囲および影響力をどのように拡大していきますか。*

ワードカウント：250 ワード以内でお願いします。

Criterion 3 / 評価基準 3

提案されるプロジェクトがどのような必要性があり、新たな関心分野におけるギャップ（隔たり）をうめられるかを説明してください。*

ワードカウント：250 ワード以内でお願いします。

Criterion 4 / 評価基準 4

オーストラリアまたは日本で、プロジェクトの運営・実施に関わる個人や組織・団体についての情報をご提供下さい（パートナーの同意があり、その関与のあり方についての証拠文書が提供される場合、審査の判断に影響を及ぼす可能性があります）。

ワードカウント：250 ワード以内でお願いします。

Project Partner, Team and Participants / プロジェクトパートナー、チーム、参加者

本プロジェクトに貢献する個人および／または団体について、それぞれの区分に従って情報を記載してください。

Referees / 推薦人

*** は必須項目となります。**

申請者は、提案されたプロジェクトに直接の金銭的利害を持たない、2名の推薦人（referee）による推薦状を添付して下さい。推薦状には、プロジェクトの目的や実現のための戦略について記載されている必要があります。2名の推薦人はできれば、提案内容について異なる視点を提供すると共に、異なる組織に所属していることが望まれます。

注：推薦人と連絡を取り、署名入りの文書が助成金応募受付の期日までに届く（または申請書に添付される）よう手配を行うのは、申請者の責任となります。

指名された推薦人の推薦状が添付されていない申請書は、助成金検討の対象とはなりませんので、予めご注意ください。

豪日交流基金では、申請書の内容について適切であると見なされる場合、他の人物から助言を求める権利を有します。

推薦人 1:

名前 *

電話番号*

Eメールアドレス *

役職

ご所属

(該当する場合のみ)

申請者との間柄*

推薦人とは、知り合ってどのくらいですか?

推薦状 1 *

ファイル添付:

推薦人 2

上記「推薦人 1」同内容

Supporting documentation / 補足資料

所属団体からの推薦状があれば (Letter of support) 添付してください。

複数の申請をされる大学を含む組織は、研究室または同等の機関からの短いサポートレターを添付することをお勧めします。本推薦状において、計画中であるプロジェクトの成果がいかに関手国の該当機関・団体においても、共通の優先的内容であるのかをご説明下さい。例えば、プロジェクトがいかに関手組織との覚書にある積極的関与への支援に資するのか等です。

大きい企業・団体に所属する一個人として、ご申請の場合、所属元からの支援を受けた上でのプロジェクト実施であるということを証明するとより競争力を高められます。

Project Budget / プロジェクト予算

Instructions / 予算記入における指示

プロジェクト全体で、与えられた項目において予想される全ての収入と支出事項を列挙して下さい。提案内容と関連しない項目がある場合は、その欄を空白にして下さい。

以下の点については、忘れずにチェックして下さい。：

1. **重要**：予算の支出欄には、助成金で賄う予定である全ての支出項目をはっきりわかるようにご記入下さい。
2. 収入と支出の最終合計金額は、**同額になる必要**があります。

下記のような費目は、助成の対象とはなりませんのでご注意ください：

- 不動産や自動車といった資産購入に関わる費用
 - 設備の購入（例：楽器、コンピューター、映像機器、写真撮影機器、印刷機）
 - 過去に発生した費用の負担、あるいは、反復的な資金調達
 - 申請者によって商業的に実行可能な場合
 - 申請者に商業的な利益がもたらされる活動（例：申請者のビジネスのプロモーション）
- 助成金の申請書とそれに付随する書類の準備のために発生した費用
- 電気代、電話代、オフィス賃料、給与（リサーチ・アシスタントや総務スタッフ宛も含む）、謝礼金、申請者団体に対する管理費用といった組織の維持管理のための補助
- 連邦政府、州政府、地方自治体が責任主体となっている活動（例：学術的研究、ビジネス助成、発展助成プロジェクト）
- 個別の学生に対する奨学金
- 既に完了したプロジェクト

Australian Goods and Services Tax (GST)

Notes on GST:

（オーストラリアの GST 登録事業者向け：）物品・サービス税（GST）は、助成金に追加して支払われませんが、登録事業者で、GST を上乗せして助成金の受領を要する場合は、ビジネスケースを提出してください。

日本の個人・団体の場合、GST（消費税）をプロジェクト費用の一環として**予算に含めてください。追加請求はできません。**

Budgeted Income / 予算・収入

予算の収入欄には、プロジェクトへの貢献を行う全関係者のリストを書いて下さい。またこうした各スポンサーによる資金の提供は、確約済みなのかあるいは暫定的、もしくは承認待ちであるのかについてもご説明下さい。

A. 内部による貢献	オーストラリアドル \$	備考：申請者記入
	ドルの金額で記入すること	

下記の他の収入が確約済みなのかあるいは暫定的、もしくは承認待ちであるのかについてもご説明下さい。これらの収入には、オーストラリア連邦政府や州政府、他の地方自治体による助成金や、他の金銭的、金銭以外（in-kind）の支援が含まれます。

B. 他の収入	オーストラリアドル \$	備考：申請者記入
	ドルの金額で記入すること	

C. 外務貿易省助成金 外務貿易省助成金プログラム 申請 * ドルの額で記入すること	外務貿易省による支出検証 外務貿易省による助成検証分* 全項目記入後、この部分がゼロになる必要あり。自動計算表示。
--	--

Total Income / 全収入額

A + B + C

プロジェクト全収入額 * ドル金額、自動計算表示。

Budgeted Expenditure / 予算・支出

プロジェクトの支出は、すべて書き出し、豪日交流基金（外務貿易省）からの収入、または他の収入源から拠出予定であることを示してください。

給与などご所属の組織・団体において、プロジェクトの進行に関係なく発生する固定費用、反復的費用は、**助成金の対象とはなりません**。設備・施設の使用料や、ご所属の組織・団体が請求する可能性のある他の費用についても同様です。また助成金は通常、各種機器やコンピューター・ソフトウェアなどの設備費用には使えません。

豪日交流基金は往復エコノミー運賃 1,500 豪ドル、食事・旅費として旅行者 1 名につき 1 日 150 豪ドルまでを上限とします。詳細については、助成金ガイドラインを参照ください。

D. 人件費等	外務貿易省による助成	他の資金元	備考：申請者記入
例：アーティストへの支払い	ドルの金額で記入すること	ドルの金額で記入すること	項目をお書き下さい。
E. 旅費	外務貿易省による助成	他の資金元	備考：申請者記入

助成金による旅程について：費用の計算や予算作成にあたっては、割安のエコノミークラスの利用を前提として下さい。外務貿易省では、より堅実な旅行予算を奨励しています（過度に高額な食事や臨時費用、宿泊代等は通常、支援の対象とはなりません）。旅費の申請が不相当と見なされた場合、申請書が不採択となる確率が高まります。

以下のイベント費用には、会場代や広告費、食事、輸送費、設営費等が含まれます。

F. イベント費用	外務貿易省による助成	他の資金元	備考：申請者記入
	ドルの金額で記入すること	ドルの金額で記入すること	
G. その他	外務貿易省による助成	他の資金元	備考：申請者記入

F. イベント費用	外務貿易省による助成	他の資金元		備考：申請者記入
	ドルの金額で記入すること	ドルの金額で記入すること		

その他費用は、出版費用、プロモーションや宣伝費用、写真、グラフィック・デザイン、印刷費用、翻訳通訳費用(日英・英日のみ可)といったコミュニケーション費用等に用いられる。不動産、ソフトウェア、設備といった資産費用などは助成対象外となる。

申請書が採択され、日本の銀行口座で助成金を受け取る場合、数千円の手数料がかかる場合があり、手数料をご負担いただきます。あらかじめ、ご了承下さい。

日本とオーストラリアの物価水準の違い、為替レートの変動も考慮したうえで、すべての費用の見積をするようにしてください。

緊急の費用

外務貿易省の助成対象ではない。

Total Expenditure / 全支出額

外務貿易省全支出額 ドル金額、自動計算表示。	他の資金元全支出額 ドル金額、自動計算表示。	全支出額 ドル金額、自動計算表示。
---------------------------	---------------------------	----------------------

Balanced Budget Check / 予算の収支確認

収入 = 支出 *

ゼロになる必要あり。自動計算表示。

Multiyear Funding / 複数年に渡るプロジェクト

豪日交流基金は、理事会によって特定の必需性があり、日豪関係にとって意義深く、継続性があるとした場合、複数年に渡るプロジェクト（3年にわたり助成）を認める場合があります。

「複数年」として申請されますか？ *

提案プロジェクトは複数年にわたり（年度を越えての）支払を必要としますか？ *

なぜ申請のプロジェクトは「複数年」として位置づける必要があるかを説明して下さい。

ワードカウント：100ワード以内でお願いします。

提案プロジェクトが「複数年」プロジェクトとして評価されなかった場合、どのように縮小して、通常の1年プロジェクトとして実施するか、金額を含めて説明して下さい。

ワードカウント：150ワード以内でお願いします。

「提案プロジェクトは複数年にわたり（会計年度を越えての）支払を必要としますか？」の質問に Yes と答えた方のみ、以下の欄をご記入下さい。

外務貿易省助成金プログラムリクエスト

会計年度ごとに申請を希望する金額を入力してください。

NOTE: 合計額は、予算項目の「C. 外務貿易省助成金」と同額となるよう入力してください。

1年目 *	2年目 *	3年目 *	合計 複数年に渡る助成
ドル金額	ドル金額	ドル金額	自動計算表示。
			複数年助成 = 外務貿易省全支出額 ゼロになる必要あり。自動計算表示。

Working with Children / 未成年者保護方針

外務貿易省は18歳未満の人を未成年とみなし、同省の未成年者保護方針では、同省が支援するプロジェクトにて、子どもを搾取ならびに虐待から保護するための枠組みを提供します。方針はこちらにてご確認ください（英語）。

申請のプロジェクトでは未成年と一緒に実施しますか？ *

上記質問で Yes と答えた場合、次の質問にも回答が必要となります。

IMPORTANT: 提案プロジェクトが承認された場合、助成金同意書を締結する前に貴団体の未成年保護方針を提出いただき、外務貿易省の担当部門にて確認・許可が必要となります。

提案プロジェクトに使用する未成年保護方針はありますか？ *

Certification / 同意手続き

* は必須項目となります。

Conflict of Interest / 利益相反

利益相反は、助成金の履行に影響を与える可能性があります。外務貿易省職員、評価委員会のメンバーが、あなたまたはあなたの所属団体の職員と下記の条件に当てはまる場合、利益相反または利益相反と認められる可能性があります：

- オーストラリア政府職員等、申請評価プロセスに影響を与えることができる当事者と、専門的、商業的、または個人的な関係を持っている
- 提案された活動を公正かつ独立して実施することを妨害または制限する可能性のある組織との関係を持っている
- プログラムを通じて資金を受け取る機関と個人的な利益を得る関係にあるか、その関心がある。

あなたの知る限り、あなたの申請するプロジェクトに関連して認識された、または既存の利益相反はありますか？ *

「はい」と答えた方は、詳しく記載してください。

ワードカウント：150 ワード以内をお願いします。

個人情報と情報の自由

外務貿易省は、*Privacy Act 1988*にある Australian Privacy Principles の規則に従わなくてはなりません。外務貿易省のプライバシー政策については、[こちら](#)をご参照下さい。

申請者が資金関連文書提出の際に提供した情報は、外務貿易省により申請書評価のために使用されます。個人情報を含むこうした情報は、豪日交流基金理事会や事務局、連邦・州・準州政府、助成金プログラムに責任を有する組織・団体に対して公開されます。また全国・地方メディア、または外務貿易省ウェブサイトを通じて、一般公開される可能性があります。さらに外務貿易省が所有する文書に適用される Freedom of Information Act 1982 の条項についても、申請者は留意する必要があります。

私（申請者）は、以下の点を保証します：

- 申請資格や助成条件についての助成金申請に関する情報を読み、提案するプロジェクトが、申請資格条件を満たしていることを保証する。

- この申請内容における声明は自分が知る限り真実であり、これを支えるあらゆる資料は自らの手によるか、または申請書に書かれた人物の手によるものである。
- 助成金支給のための本申請書、あるいは他の申請を査定するために、外務貿易省は、自らが必要とみなしたあらゆる評価プロセスや選考基準を使う権利を有することを認める。
- 本申請書はその中身を元に評価されると共に、他のプロジェクトと比較されるため、助成金を得られない可能性があることや、申請した額が支給されるとは限らないことを認める。
- 申請者連絡先の詳細は、関連した外務貿易省活動の最新情報を受け取るために使われる場合があり、申請者は最新情報の受け取りを拒否する選択肢があることを理解している。
- 助成金受賞者に選ばれた場合、受賞プロジェクトについての情報がメディアや政治家の手に渡ることに同意する。また、上記の申請者詳細として提供された連絡先から、直接連絡を受ける可能性があることに同意する。
- 助成金受賞者に選ばれた場合、報告書の要件に従いプロジェクト最終報告書を提出する。この報告書には、支給された金額が適切、かつ完全に使われたことを示す全ての情報やこれを支える文書が含まれる。

事務局より申請者に提供されたあらゆる情報は、情報としてのみ受け取られるべきであり、自らの状況を変えたり、こうした情報が生み出す期待に沿った行動を取るべきではないことを理解する。

同意手続き： *

上記の内容を読み、条件に同意します。

同意日 *

日にちをご記入下さい。

同意した人物の名前*

同意した人物の役職*

個人として申請した方は、個人申請者 (individual applicant) とお書き下さい。

◆お問い合わせ先

豪日交流基金 オーストラリア事務局

Tel: +61-2-6261-3898

Email: ajf.australia@dfat.gov.au

Postal Address:

Australia-Japan Foundation
North Asia Division
Department of Foreign Affairs and Trade
R G Casey Building
John McEwen Crescent
Barton ACT 0221

オーストラリア大使館 豪日交流基金 日本事務局

お問合せはメールにてお願いいたします。

Email: ajf.japan@dfat.gov.au

Postal Address:

〒108-8361
東京都港区三田 2-1-14
オーストラリア大使館 広報文化部 豪日交流基金